

新潟市私立高等学校大規模改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新潟市内における私立高等学校の施設を促進し、教育条件の維持及び向上並びに施設整備等生徒納付金の父母負担の軽減を図るため、私立高等学校の設置者が行う大規模改修事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（昭和44年新潟市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる校舎及び屋内運動場（以下「校舎等施設」という。）の改修事業等で補助対象経費（実施設計費を除く。）が2,000万円以上であるものとする。

- (1) 建築後おおむね15年以上経過した校舎等施設の改修事業で別表に掲げるもの
- (2) 教育内容・方法の変更に適合させるための改造事業
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）等の法令の規定に適合させるために必要な改造事業
- (4) その他の大規模な改造事業で市長が特に必要と認めたもの

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、前条に掲げる事業の工事費（資産的支出経費に限る。）及び実施設計費（当該工事に要する経費の1パーセントに相当する額を限度とする。）とし、1億5,000万円を限度とする。

(補助額)

第4条 交付する補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次に掲げる条件を付して交付する。

- (1) 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、直ちに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 市長は、補助事業者が、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分をした場合において相当の収入を得たときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (6) 補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分して行わなければならない。

(交付申請)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付申請は、別記様式第1号によるものとし、補助事業者は、別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第7条 規則第7条の2の規定による交付決定通知は、別記様式第2号によるものとする。

(変更の承認申請)

第8条 第5条第1号又は第2号の規定による経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更の承認申請は、別記第3号様式によるものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第5条第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認申請は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする日の1月前ま

でに市長に提出しなければならない。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 補助事業者は、第5条第4条の規定による市長の報告を、別記第5号様式により行わなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、事業の進行及び支出の状況について、市長の要求があった場合は、別記第6号様式による状況報告書と直ちに市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第12条 市長は、必要があると認められる場合は、概算払により補助金の交付をすることができる。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、別記様式第7号によるものとする。

(額の確定)

第14条 規則第14条の規定による額の確定通知は、別記様式第8号によるものとする。

(財産の処分制限期間)

第15条 規則第20条に規定する市長が定める期間は、15年間とする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別紙

工事の種類	補助対象となるもの
1 施設の改修工事 (1) 建具の改修工事 (2) 床及び天井の改修工事 (3) 手すりの改修工事 (4) 外壁，内壁及び屋根の防水工事等 2 附帯設備の改修工事 (1) 給水設備の改修工事 (2) 排水設備の改修工事 (3) 衛生設備の改修工事 (4) 冷暖房設備の改修工事 (5) ガス設備の改修工事 (6) 電気設備の改修工事 (7) 防災，消火設備の改修工事	原則として，建具の取替工事を対象 原則として，床又は天井の張替工事を対象 原則として，手すりの取替工事を対象 原則として，外壁，内壁又は屋根の防水又は危険防止のために要する工事を対象 原則として，給水管若しくは給水ポンプの取替え又は貯水槽若しくは受水槽の取替え若しくは設置場所の変更に要する工事を対象 原則として，排水管，トラップ，排水溜枳，犬走り側溝又は排水ポンプの取替工事を対象 原則として，污水管，トラップ，し尿浄化槽，污水ポンプの取替え又はし尿処理方式の変更に要する工事を対象 原則として，集中冷暖房方式をとっている場合の配管，ダクト，放熱器，ボイラー及び付属設備一式，冷凍器及び付属設備一式，煙道又は煙突の取替え工事を対象 原則として，ガス配管の取替工事を対象 原則として，電気配線，配管，変圧器，分電盤又は配電盤の取替工事を対象 原則として，火災報知機，感知機，火災警報機，消火栓，ボックス一式又は消防署への直接連絡設備の取替工事を対象
備 考 通常の維持修繕とみなされる工事は対象外とする。ただし，外壁又は内壁の改修と同時に行う建具の塗装及び外壁の改修と同時に行う手すりの塗装は，対象とする事ができる。	

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

所 在 地

学校設置者名

理 事 長 名

年度私立高等学校大規模改修事業費補助金交付申請書

年度私立高等学校大規模改修費補助金について、新潟市補助金等交付規則により下記のとおり申請します。

記

1 事業に必要な経費	円
2 補助対象経費	円
3 補助金交付申請額	円

添付書類

- 1 事業計画書（別紙）
- 2 申請年度の収支予算書
- 3 申請年度の前年度の財務計算に関する書類
- 4 工事の部位及び概要が分かるよう色分けした建物の配置図及び平面図
- 5 工事部位の現況写真（写真撮影の位置及び方向を4の平面図に記入）
- 6 工事に係る見積書（工事内訳書を含む。）の写し

事業計画書

_____ 高等学校

1 事業費等

建物 区分	建 築 年 月	構造	工事概要	全体事業			補助対象経費			交付申請額 D/3
				実施工事 面積 A	総工事費 B	実施工事 単価 B/A	補助対象 面積 C	補助対象 経費 D	工事単価 D/C	
				m ²	円	円	m ²	円	円	円
実施経費										
計										

(注) 「単価」については、1 円未満を、「補助対象経費」については、1, 0 0 0 円未満をそれぞれ切り捨てること。

2 工事費算出内訳

建物区分	工事概要	工事量	工事内容	工事費
				円
計				

工期 (着工) 年 月 日 (完了) 年 月 日

3 整備事業の概要

(注) 事業概要、理由、教育課程の変更内容等について記入し、必要に応じて参考資料を添付すること。

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

新潟市長
(担当 部 課)

年度私立高等学校大規模改修事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった，私立高等学校大規模改修事業費補助金について，下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 補助事業の目的及び内容
私立高等学校の施設整備を促進し，教育条件の維持・向上を図るための施設整備事業を補助する。

年 月 日

（あて先）新潟市長

所 在 地

学校設置者名

理 事 長 名

年度私立高等学校大規模改修事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた事業計画について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

変更前	1 事業に必要な経費	円
	2 補助対象経費	円
	3 補助金交付決定額	円
変更後	1 事業に必要な経費	円
	2 補助対象経費	円
	3 補助対象経費の3分の1	円

2 変更の理由

添付書類

補助金交付申請の際に提出した書類のうち、内容が変更となる書類について、変更部分を明示して提出すること。

別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

所 在 地

学校設置者名

理 事 長 名

年度私立高等学校大規模改修事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた事業について、
下記の理由により中止（廃止）したいので、申請します。

記

理由

別記様式第5号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

所 在 地

学校設置者名

理 事 長 名

年度私立高等学校大規模改修事業費補助金事業事故状況報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた事業について、
下記理由により予定の期間内に完了できないと見込まれるので（事業の遂行が困難になったので）、別紙のとおり報告します。

記

理由

事業事故状況報告書

（ 年 月 日現在）
高等学校

建物 区分	工事概要	補助対象 経費	現在の進行状況		年度末進行状況		交付 決定額	支払状況
			納入 (検収) 済額	進行率	納入 (検収) 予定額	進行率		
		円	円	%	円	%	円	
計								

(注) 1 「予定工期」欄には、着工年月日及び完了予定年月日を記入すること。
2 「支払状況」欄には、現在までの支払年月日及び支払額を記入すること。また、未払額がある場合は、今後の支払予定年月日及び支払予定額を（ ）書きで記入すること。

別記様式第6号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

所 在 地

学校設置者名

理 事 長 名

年度私立高等学校大規模改修事業費補助金事業実施状況報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた事業の実施状況
について、別紙のとおり報告します。

別紙

事業状況報告書

（ 年 月 日現在）
高等学校

建物 区分	工事概要	補助対象 経費	現在の進行状況		年度末進行状況		交付 決定額	支払状況
			納入 (検収) 済額	進行率	納入 (検収) 予定額	進行率		
		円	円	%	円	%	円	
計								

- (注) 1 「予定工期」欄には、着工年月日及び完了予定年月日を記入すること。
- 2 「支払状況」欄には、現在までの支払年月日及び支払額を記入すること。また、未払額がある場合は、今後の支払予定年月日及び支払予定額を（ ）書きで記入すること。

年 月 日

（あて先）新潟市長

所 在 地

学校設置者名

理 事 長 名

年度私立高等学校大規模改修事業費補助金事業実施状況報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた事業が完了したので、新潟市補助金等交付規則により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業に要した経費 円
- 2 補助対象経費 円
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助金精算所要額 円
- 5 補助金を口座振替する金融機関名

金融機関名	本・支店	口座番号	口座名義（申請者）	
		普通・当座	住所	
			フリガナ	
			名義人	

添付書類

- 1 事業報告書（別紙）
- 2 工事費の支払状況等
- 3 工事部位の完了写真
- 4 検査が完了したことを証する検査済証等
- 5 配置図及びしゅん工図（平面図及び立面図）
- 6 工事に係る契約書（工事費内訳書を含む。）の写し

別紙

事業報告書

高等学校
年 月 日現在

1 事業費等

建物 区分	工事概要	全体事業計画			補助対象経費			進 行 率 F	納入 (検収) 済額 G	繰越 事業額 D－G
		実施工 事面積 A	総 工事費 B	実施工 事単価 B／A	補助対 象面積 C	補助対 象経費 D	工事 単価 D／C			
		m ²	円	円	m ²	円	円		円	円
実施設計費										
計										

(注) 「単価」については、1円未満を、「補助対象経費」及び「補助申請額」については、1,000円未満をそれぞれ切り捨てること。

2 工事費算出内訳

建物区分	工事概要	工事量	工事内訳	工事費
計				

3 工事費に係る支払状況等

建物区分	工事概要	総工事費	契約年月日 (契約) 年 月 日 (着工) 年 月 日 (完了) 年 月 日	支払状況		
				支払日	支払金額	支払相手先

(注) 1 工期が未完了の場合は、工事完了予定年月日を（ ）書きで記入すること。
2 未払額がある場合は、支払予定年月日及び支払予定額を（ ）書きで記入すること。